

○ 高齢者の医療の確保に関する法律

第四章 後期高齢者医療制度

第七節 審査請求

(審査請求)

第二百二十八条 後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他この章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。

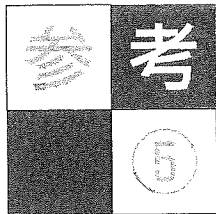
2 前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

(審査会の設置)

第二百二十九条 後期高齢者医療審査会は、各都道府県に置く。

(国民健康保険法の準用)

第二百三十条 国民健康保険法第九十三条から第百三条までの規定は、後期高齢者医療審査会について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。



# 後期高齢者医療審査会について準用 するとされた国民健康保険法の条文

\* 以下の国民健康保険法の条文は、高齢者の医療の確保に関する法律第130条により、後期高齢者医療審査会について準用するとされ、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第34条により必要な読み替えが行われた条文である。

## 第9章 審査請求

### 組織

第93条 後期高齢者医療審査会（以下「審査会」という。）は、被保険者を代表する委員、後期高齢者医療広域連合を代表する委員及び公益を代表する委員各3人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

### 委員の任期

第94条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### 会長

第95条 審査会に、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する会長1人を置く。

2 会長に事故があるときは、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第130条において準用する前項の規定に準じて選挙された者が、その職務を代行する。

### 定足数

第96条 審査会は、被保険者を代表する委員、後期高齢者医療広域連合を代表する委員及び公益を代表する委員各1人以上を含む過半数の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

### 表決

第 97 条 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### 管轄審査会

第 98 条 審査請求は、当該処分をした後期高齢者医療広域連合又は市町村の所在地の都道府県の審査会に対してしなければならない。

2 審査請求が管轄違であるときは、審査会は、すみやかに、事件を所轄の審査会に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査会に審査請求があつたものとみなす。

### 審査請求の期間及び方式

第 99 条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

### 保険者に対する通知

第 100 条 審査会は、審査請求を受理したときは、原処分をした後期高齢者医療広域連合又は市町村及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

### 審理のための処分

第 101 条 審査会は、審理を行うため必要があると認めるときは、審査請求人若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師若しくは歯科医師に診断若しくは検案をさせることができる。

2 都道府県は、高齢者医療確保法第 130 条において準用する前項の規定により審査会に出頭した関係人又は診断若しくは検案をした医師若しくは歯科医師に対し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 207 条の規定に基づく条例による実費弁償の例により、旅費、日当及び宿泊料を、条例の定めるところにより、報酬を支給しなければならない。

### 政令への委任

第 102 条 高齢者医療確保法第 128 条及び第 129 条並びに第 130 条において準用する第 93 条から前条まで及び次条並びに行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に規定するもののほか、審査会及び審査請求の手續に関して必要な事項は、政令で定める。

### 審査請求と訴訟との関係

第 103 条 高齢者医療確保法第 128 条第 1 項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない。

## 第 4 章 審査請求

### 審査請求書の記載事項等

第 30 条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）第 56 条に規定する後期高齢者医療給付（以下「後期高齢者医療給付」という。）に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 35 条において準用する第 37 条第 1 項において同じ。）に係る審査請求においては、次の各号に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。

- 一 被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号
- 二 後期高齢者医療給付を受けるべき者が被保険者以外の者であるときは、その氏名、住所、生年月日及び被保険者との関係

### 移送の通知

第 34 条 高齢者医療確保法第 130 条において準用する国民健康保険法（以下「準用国保法」という。）第 98 条第 2 項の規定による通知は、移送の理由を記載した文書をもつて行なわなければならない。

### 保険者等に対する通知

第 35 条 準用国保法第 100 条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 17 条第 2 項に規定する審査請求録取書の写しをもつて行わなければならない。

### 裁決書の記載事項

第 37 条 後期高齢者医療給付に関する処分に係る審査請求についての裁決書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人及び参加人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 二 被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号
- 三 後期高齢者医療給付を受けるべき者が被保険者以外の者であるときは、その氏名、住所及び被保険者との関係

四 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所

五 後期高齢者医療給付に関する決定をした後期高齢者医療広域連合の名称及び事務所の所在地

六 裁決の主文

七 裁決の理由

八 裁決の年月日

2 保険料その他高齢者医療確保法の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求についての裁決書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人及び参加人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

二 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所

三 原処分をした後期高齢者医療広域連合又は市町村の名称及び事務所の所在地

四 裁決の主文

五 裁決の理由

六 裁決の年月日

## ○ 行政不服審査法

(審査請求書の提出)

第十九条 審査請求は、他の法律（条例に基づく処分については、条例）に口頭ですることができる旨の定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、審査請求書を提出してしなければならない。

2 処分についての審査請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 審査請求に係る処分の内容
- 三 審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）があったことを知った年月日
- 四 審査請求の趣旨及び理由
- 五 処分庁の教示の有無及びその内容
- 六 審査請求の年月日

(審査請求書の補正)

第二十三条 審査請求書が第十九条の規定に違反する場合には、審査庁は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。

(審理手続を経ないでする却下裁決)

第二十四条 前条の場合において、審査請求人が同条の期間内に不備を補正しないときは、審査庁は、次節に規定する審理手続を経ないで、第四十五条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

(処分についての審査請求の却下又は棄却)

第四十五条 処分についての審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 処分についての審査請求が理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

## 山梨県後期高齢者医療審査会会議規則

第一条 議長は、会長又はその職務を代理する者を以てこれにあてる。

第二条 委員の席次は、各抽せんを以てこれを定め、一任期間これを据え置くものとする。

第三条 議長が、会議を開こうとするときは、開議の旨を宣告しなければならない。議長が開会を宣告しない間は、委員は発言をすることができない。

第四条 出席者が発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。二人以上同時に発言を求めるときは、議長はその中の一人を指定して発言させなければならない。この場合においては、出席者は発言の前後について異議を申立てることはできない。

第五条 当事者、利害関係人、参考人又は関係官吏、吏員が発言を求めたときは、議長は直ちにこれを許可しなければならない。但し、このため他の者の発言を中止させることはできない。

第六条 討論は、議題外に涉ることはできない。

討論が冗長に涉り、又は不必要な論議と認めるときは、議長は制止することができる。

第七条 議長は委員以外の者の意見が十分述べられたと認めるときは、これらの者に対して退席を求めることができる。

第八条 議長において、委員の討論の論旨がつきたと認めて、裁決しようとするときは、この議題及び裁決をする旨を会議に宣告しなければならない。

2 前項の宣告後は、委員は、その議題について発言をすることができない。

第九条 会議に列席する委員は、裁決する議題について、可否を表明しなければならない。

可否を表明する方法は、起立をもってこれをする。但し、議長の意思によって、他の方法を用いることができる。

第十条 裁決の結果は、議長がこれを会議に宣告しなければならない。

第十一条 動議は、審査の請求者の請求の趣旨に最も遠いと認めるものより順次裁決しなければならない。

動議がすべて否決されたときは、審査の請求者の請求の趣旨につき裁決しなければならない。

第十二条 会議に出席する者は、開議後出席し、又は開議前退席しようとするときは、議長の指示又は許可を受けなければならない。

第十三条 委員が、招集に応ずることができず又は招集に応じたが会議に出席することができないときは、開会時刻までに、その事由を議長に届け出なければならない。

2 前項の届出があったときは、議長はこれを会議に報告しなければならない。

第十四条 出席者は、会議中私語、その他議事を妨げる言動をすることはできない。出席者は会議中不穏な言葉を用い、又は他人の一身上に涉って討論することができない。

第十五条 議長は、議場を整理する。議場を整理するために議長が必要と認めるときは、議長は当日の会議を中止し、又はこれを閉じることができる。

本規則に定める外、議事に関して必要な事項は議長が、これを定める。但し、議長が重大であると認める事件は、委員に諮って、これを定めるものとする。

2 審査会の会議を開会したときは、次の事項を記載した会議録を調整して、議長の指名した出席議員二人が、これに署名すること。

一 開会の日時及び場所

二 出席した委員の氏名及び種別

三 出席した当事者、補佐人、代理人、利害関係人、参考人及び関係官吏、吏員の氏名、職業及び住所

四 議事の要領

五 裁決となった事項及び賛否の数

六 その他必要な事項

第十六条 委員は、左の場合には、職務の執行から除斥される。

一 委員が審査の請求人であるとき。

二 委員が審査の請求人の親族であるとき、又はあつたとき。

三 委員が審査の請求人の代理人であるとき。